○船橋市資金繰り円滑化借換融資制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市中小企業融資規則(昭和51年船橋市規則第12号。以下「規則」という。)に基づき千葉県信用保証協会の保証により融資した既往借入資金の借換え及び当該借換えに伴う新たな事業資金の借入れを促進することにより、中小企業者に対し月々の返済額の軽減及び資金調達の円滑化等を推進することを目的とする。

(借換えの資格要件)

第2条 規則第3条第1項に規定する融資の要件のほか、借換え先の資金が規則第2条第7号に規定する特定中小企業者対策資金にあっては、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号のいずれかに該当する特定中小企業者又はこれに準ずる者として市長が別に定める中小企業者であること。

(借換え先の資金)

- 第3条 借換え先となる資金は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 規則第2条第4号イに規定する普通事業資金
 - (2) 規則第2条第7号に規定する特定中小企業者対策資金 (借換えすることができない者)
- 第4条 次の各号に掲げる者は借換えをすることができない。
 - (1) 更正手続開始の申立てをした者
 - (2) 再生手続開始の申立てをした者
 - (3) 破産手続開始の申立てをした者
 - (4) 特別清算開始の申立てをした者
 - (5) 手形又は小切手の不渡りを出してから6箇月以内に2回目の不渡りを 出し、銀行取引停止処分を受けた者
 - (6) 手形交換所で第1回目の不渡りが発生してから、6箇月を経過していない者
 - (7) 申込者名義の預金・資産に対して、仮差押又は差押の命令通知が発送されている者
 - (8) 廃業・長期休業により、借入金について現行の契約どおりの返済が不可能あるいは困難となっている者

(禁止される借換え)

- 第5条 規則に基づき融資がなされた資金以外の資金を借り換えることはできない。
- 2 規則に基づき融資がなされた資金を借り換える場合であっても次に掲げる 場合の借換えはすることができない。
 - (1) 責任共有対象外保証(責任共有制度要綱(平成18年中庁第2号第4) に規定する保証)を付したもの以外の資金から責任共有対象外保証を付す る資金への借換え
 - (2) 月々の返済額が軽減されない借換え
 - (3) 借換え元の資金が一つである借換え
 - (4) 返済が一括払いによる資金及び返済が据置期間中である資金の借換え

- (5) 融資期間の延長を行っている資金の借換え
- (6) 既に借換えを行った資金を含めた新たな借換え (制限等)
- 第6条 借換え先の金融機関において、当該金融機関以外で融資を受けた資金 を借り換える場合にあっては、事前に借換え前の資金の融資を受けた金融機 関の承諾を要する。
- 2 借換えをするに当たり、借換え時の融資の残高に上乗せして借り入れることができる。

(融資の限度額)

第7条 規則第4条第1項第6号が規定する「特定中小企業者対策資金について、借換えの場合にあっては3,000万円」の融資の限度額のうち、第6条第2項に規定する上乗せして借り入れることができる融資の限度額は2,000万円とする。

(申込み)

第8条 借換えの申込みをする場合は、規則第10条に規定する資金の申込みに必要な書類(借換え先の資金が規則第2条第7号に規定する特定中小企業者対策資金での申込みにあっては、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの認定書又は東日本大震災復興緊急保証の認定書を含む)と併せて、借換え申請書兼借換え対象者確認書(様式1)を提出するものとする。また、必要に応じて借換保証制度に係る返済同意書(信用保証協会所定様式)を提出するものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の融資限度額等の規定は、この要綱の施行の日以降に申請が受理された融資について適用し、同日前に申請が受理された融資については、なお従前の例による。

附則

- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 即
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成22年3月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年6月27日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年9月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正前の船橋市資金繰り円滑化借換融資制度取扱要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

借換え申請書兼借換え対象者確認書

次のとおり、市制度融資資金について借換えをしたいので、借換え対象者である旨の金融機関からの確認(下段)を添えて申請します。

1. 申請者

住所 (所在地)

名称(法人名または屋号)

氏名 (代表者名)

(EII)

2. 借換え元の資金

資 金 名	融 資 期 間					残 高 額		月返済額		
	年	月	日~	年	月	日		千円		千円
	年	月	日~	年	月	日		千円		千円
	年	月	日~	年	月	日		千円		千円
	年	月	日~	年	月	日		千円		千円
	年	月	日~	年	月	目		千円		千円
①	小	計					(A)	千円	(C)	千円
②増額借入希望額			(B)				=	戶円	(D)	千円
③借入申込額(①と②の合計)			(A)+(B)				-	千円	(E)	千円

3. 借換え先資金の融資期間及び借入額

借換え先資金名(該当する資金に☑)	融資期間					借入額			
□普通事業資金		年	В	П∼	年	П	П	П	壬四
□特定中小企業者対策資金	1	4-	月	$_{ extsf{\beta}}\sim$	午	月	日	口	干円

4. 今回の借入による効果

1	新相供入	を伴わない場	合 (同額借換)	

(C) - (E) =

千円 (F) (=毎月の返済負担軽減効果)

 $(F) \times 12 =$

千円(G)(=年間の返済負担軽減効果)

2、新規借入を伴う場合

(C) + (D) =

千円(H)(=新規借入のみをした場合の毎月返済額)

(H) - (E) =

千円(I)(=毎月の返済負担軽減効果)

 $(I) \times 12 =$

千円(J)(=年間の返済負担軽減効果)

5. 今後計画的に取り組む事項(借換えの理由なども含め具体的に記入してください)

借換え先資金取扱金融機関の確認

上記申請人は、船橋市資金繰り円滑化借換融資制度取扱要綱第2条に規定する「借換えの資格要件」を満たし、 同要綱第4条に規定する「借換えすることができない者」には該当しません。

また、同要綱第5条に規定する「禁止する借換え」ではないことは確認済みであり、上記内容について相違ありません。

年 月 日

 取扱金融機関
 銀行・信用金庫
 支店

 支店長
 印